労働者安全衛生対策部会 【資料1-2】

福島第一原子力発電所構内における DS2マスク不要エリアの拡大について



2021年10月14日

東京電力ホールディングス株式会社

- ▶ アスファルト化した休憩所間の移動では、既にGゾーン内に個人靴移動可能エリアを 設定して、Gゾーン内の徒歩での移動は防塵マスク(DS2マスク) 着用不要として いる。
- → 一方、Gゾーンで作業を行う場合は、一般作業服に念のためDS2マスクを着用する 運用としているが、明らかにダストが舞いあがるおそれのない作業でもDS2マスクを 着用するルールとなっており、過剰装備となっている。



1~4号機周辺防護区域外(ただし、5・6号機建屋内を除く)の Gゾーンにおいて、個人靴移動可能エリアの徒歩での移動のみでなく、 軽作業についてもDS2マスクを不要とすることで、作業員の 身体負荷軽減を図る。

なお、軽作業以外は従前の通りDS2マスク着用とする。



- ▶ 今回、Gゾーンの作業のうち、汚染している設備や機器を取り扱う作業ではなく、 ダストが舞いあがるおそれのない軽作業※や、装備交換所又は休憩所間の 車両での移動時は、DS2マスク着用不要とする。(ただし、5・6号機建屋内を除く)
- ▶ また、雑固体焼却設備建屋や固体庫9棟といった管理区域のB区域についても、 上記のような軽作業は、DS2マスク着用不要とする。
- ※軽作業の例として、 正門での出入管理業務、車両スクリーニング場でのサーベイ業務、 環境サーベイ業務、視察、現場の写真撮影など



正門の出入管理業務



車両スクリーニング業務

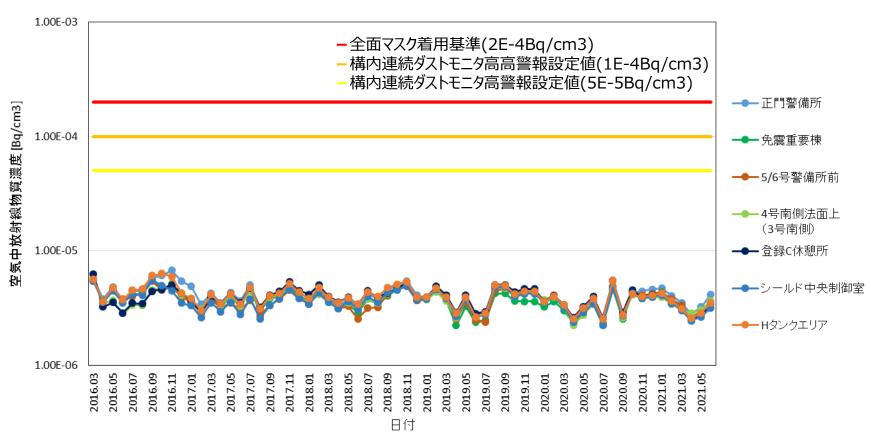


環境サーベイ業務



▶ 1~4号機周辺防護区域外のダスト濃度は、-6乗 Bq/cm³オーダーで安定して 推移しており、有意な変動は見られない。

主要な構内連続ダストモニタの推移(月平均)





GゾーンとB区域の放射線防護装備

- ➤ 現在の以下の装備から、DS2マスクを着用不要とする。
- ▶ ただし、新型コロナ感染予防対策として、個人のサージカルマスクは着用する。



・DS2マスク⇒着用不要

- •一般作業服
- •綿帽子
- ・軍手 又は綿手袋+ゴム手袋2重
- ・靴下2重



- ▶ 8/2(月)から運用開始とする。
- ➤ 各作業の作業件名届及び放射線管理計画書(RWA)に記載した 放射線防護装備(DS2無し)と作業内容について、 作業主管G及び放射線防護Gが確認した上で実施する。



以下、参考



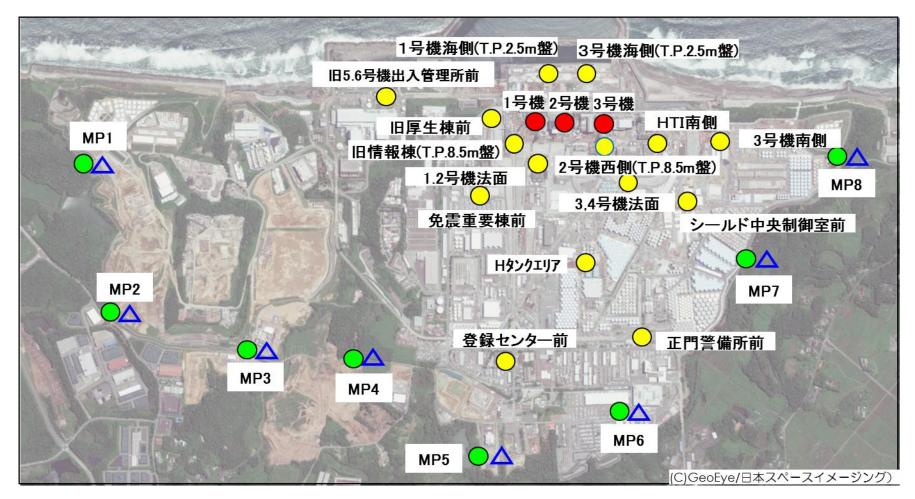
<参考>DS2不要エリアの運用方法

これまでの運用実績を踏まえて、以下の事項を実施してDS2不要エリアを運用する。

- ▶「連続ダストモニタ」による常時監視 連続的に空気中放射性物質濃度を測定し、告示濃度の10分の1以下である マスク着用基準(2E-4Bq/cm³)を超えていないことを監視
- ▶ 構内の表土の汚染状況の確認 定点の構内の表土をサンプリングし、土壌の汚染レベルの変動有無を確認
- ▶ 区域区分管理 一般作業服が汚染するリスクがある作業を行う場合は、区域区分を変更して作業を行う
- ▶ 作業管理 作業計画を立案する段階でダストが舞い上がる作業の有無、作業エリアのモニタリング結果等を工事主 管G及び放射線防護Gがレビューし、その結果を踏まえた上で適切な防護装備を決定する
- ▶ 全面マスクの配備 不測の事態に迅速に対応するため、休憩所に使用可能な状態で全面マスクを配備
- ➤ 念のためDS2は車に配備しておき、車内でも着用できるようにする



<参考>空気中放射性物質濃度の状況(ダストモニタの測定箇所)



- ●オペレーティングフロア上のダストモニタで監視 (1号機:6箇所,2号機:4箇所,3号機:5箇所)
- 構内ダストモニタで監視(15箇所)
- △敷地境界ダストモニタ(8箇所)による監視
- ●敷地境界モニタリングポスト(8箇所)

